

居宅介護支援重要事項説明書

＜令和 6 年 1 2 月 1 6 日現在＞

1. 居宅介護支援事業所 フレンズの概要

(1)居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 フレンズ
所在地	群馬県安中市鷺宮 2 0 5 - 1
介護保険指定番号	1 0 7 1 1 0 0 0 2 6
サービスを提供する地域	安中市 (安中市以外の方でもご希望の方はご相談下さい。)

(2)当事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者 (主任介護支援専門員)	・ 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握 その他の管理を一元的に行います。 ・ 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 ・ 居宅介護支援業務を行います。	常勤 1 名
主任介護支援専門員	・ 他の介護支援専門員のサポート、指導・育成を行います。 ・ 居宅介護支援業務を行います。	非常勤 1 名
介護支援専門員	・ 居宅介護支援業務を行います。	常勤 2 名

(3)当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0 2 7 - 3 8 2 - 8 5 5 8

担当 神田瞳 (管理者) 茂木明美 新谷恵理子 高橋幸子

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

(4)営業時間

月曜～土曜	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分
-------	---------------------------

* 日曜日、1 月 1 日は休みとなり、休日、時間外においては、事業所へ電話をかけた際、携帯電話へ転送されるため、2 4 時間常時連絡が可能な体制とします。

2. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ・申込みを受けた後、『居宅介護支援重要事項説明書』で事業概要を説明し『居宅介護支援契約書』をもって契約します。
契約後、当事業所の支援専門員が、利用者・介護者の要望に沿って『居宅サービス計画』を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・介護サービス事業者等が集まり、『居宅サービス計画書』の内容についての話し合いを行い、計画書の合意を得たのち、サービスが提供されます。
- ・少なくとも1月に1回は利用者との面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行う場合は、別紙にて利用者からの同意を文書で得たのちに実施します。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び、前6カ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合を説明し、文書で交付致します。
- ・利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合は介護施設等の紹介も行います。
- ・入院時における医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えて頂きますようお願い致します。

3. 利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合1ヶ月につき要介護度に応じて上記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市区町村の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

当事業所は運営基準減算、特定事業所集中減算の適用は受けておらず、居宅介護支援費Ⅰ（ⅰ）、特定事業所加算Ⅲを算定しております。

(1) 利用料

要介護度区分 取扱い件数区分		要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員一人当たり 利用者が 45 人未満		居宅介護支援費 I(i) 10,860 円	居宅介護支援費 I(i) 14,110 円
加算	加算額	内容・回数等	
初回加算	3,000 円／月	・新規に居宅サービス計画を作成 ・要支援者が要介護認定を受け、居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が 2 区分以上変更があり、居宅サービス計画を作成する場合	
入院時情報連携加算 I	2,500 円／月	(I)入院した日のうちに病院等の職員に必要な情報提供をした場合	
入院時情報連携加算 II	2,000 円／月	(II)入院した日の翌日又は翌々日に、病院等の職員に必要な情報提供をした場合	
退院・退所加算(I)イ	4,500 円／月	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い、必要な情報を得るための連携を行い、居宅サービス計画の作成をした場合 (I)イ 連携 1 回 (I)ロ 連携 1 回(カンファレンス参加有) (II)イ 連携 2 回以上 (II)ロ 連携 2 回(内 1 回以上カンファレンス参加有) (III) 連携 3 回(内 1 回以上カンファレンス参加有)	
退院・退所加算(I)ロ	6,000 円／月		
退院・退所加算(II)イ	6,000 円／月		
退院・退所加算(II)ロ	7,500 円／月		
退院・退所加算(III)	9,000 円／月		
特定事業所加算 III	3,230 円／月	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施するなど、当事業者が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合	
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	・24 時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備した場合 ・利用者に対し、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問し、カンファレンスを行いサービス等の利用調整をした場合	
通院時情報連携加算	500 円／月	利用者の通院に同席し、医師又は歯科医師と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合	

- (2)交通費 原則として無料ですが、通常の事業の実施地域を超えて行う際に要した交通費は、以下の額を徴収します。

事業所から、片道 10 キロメートルまで	1,500 円
以後、1 キロメートル増すごとに	150 円加算

(3)解約料

利用者はいつでも契約を解約することができます。一切料金はかかりません。

4. サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

お申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援と認定された場合
※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・介護保険施設への入所、小規模多機能型居宅介護の利用となった場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業者の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営の方針

①フレンズの介護支援専門員は、事業の提供にあたっては、次の事項に努めるものとしします。

- ・要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- ・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- ・特定事業所加算取得事業所として、介護支援専門員の研修を計画的に行い、地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供し、群馬県介護支援専門員実務研修における実習受け入れの登録を受け、実習等の受け入れを行うことにも同意しています。

また、地域のケアマネジメント機能を向上させる取り組みとして、他法人が運営する居宅介護支援事業所との共同の事例検討会・研究会を実施したり、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成致します。

②事業の運営にあたっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとしします。
障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合は、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との連携に努めていきます。

③事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

(2) 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ・事業者は、利用者の個人情報について（個人情報の保護に関する法律）及び厚生労働省が策定した（医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン）を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしします。
- ・サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

②個人情報の保護について

- ・事業者は、利用者、家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いません。
- ・利用者及び家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

(3) 事故発生時の対応方法について

万一事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡すると共に、事故に遭われた方の救済、事故拡大の防止等必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

6. ハラスメントの防止

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第30条の2第1項の規定に基づき、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。

(2) 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します。

- ① 介護支援専門員その他従業者に対する身体的暴力
- ② 介護支援専門員その他従業者に対する精神的暴力
- ③ 介護支援専門員その他従業者に対するセクシャルハラスメント

7. 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者：管理者 神田 瞳

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

8. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

9. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者：管理者 神田 瞳

10. 身体拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

11. 介護サービス情報の公表について

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の29の規定に基づき当事業所の情報については、インターネット(下記アドレス参照)で公表してあります。

“医療法人 信愛会” <http://www.honda-hospital.jp/>

12. サービス内容に関する苦情

①当事業所の利用相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当

居宅介護支援事業所 フレンズ

神田 瞳、茂木 明美、新谷 恵理子、高橋 幸子

電話027-382-8558

②その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

安中市役所 介護保険係
電話：027-382-1111

国民健康保険団体連合会
電話：027-290-1323

13. 居宅介護支援 サービス利用割合等についての説明

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	32.7%
通所介護	34.9%
地域密着型通所介護	6.3%
福祉用具貸与	59.4%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

判定期間（令和6年9月1日から令和7年2月28日）			
訪問介護	訪問介護ステーション わかば安中 42.7%	訪問介護事業所 うららか 20.7%	安中市社会福祉協 議会 18.1%
通所介護	デイサービス なゆた 13.7%	ケアステーション ピース安中 11.3%	デイサービス えにし 9.3%
地域密着型通所介護	GENKINEXT 安中 31.1%	デイサービス宮口 13.3%	デイサービス野の香 13.3%
福祉用具貸与	パナケア真中 福祉用具 31.5%	エフビー 介護サービス 23.7%	ソネット 22.0%

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

名 称： 医療法人 信愛会 居宅介護支援事業所 フレンズ
指定番号 1071100026
代 表 者： 本多 真
所 在 地： 群馬県安中市鷺宮205-1
電話番号： 027-382-8558
説 明 者： 氏 名

上記内容の説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 <住所>

<氏名>

代筆者

続柄（ ）

代理人 <住所>

<氏名>